

第20回議会運営委員会記録

令和2年3月25日

【開催日】 令和2年3月25日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時52分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	事務局次長	石田隆
主査兼庶務調査係長	島津克則	議事係長	中村潤之介

【付議事項】

1 令和2年第1回（3月）定例会に関する事項について

- (1) 議案第37号山陽小野田市地方卸売市場条例に対する修正案について
- (2) 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定について
- (3) 議事日程変更案について

2 その他

午前9時 開会

笹木慶之委員長 皆さんおはようございます。第20回の議会運営委員会を開催します。まず、付議事項の1点目、令和2年第1回（3月）定例会に

関する事項についてです。(1)番ですが、議案第37号山陽小野田市地方卸売市場条例に対する修正案についてであります。産業建設常任委員会において、議案第37号山陽小野田市地方卸売市場条例に対する修正案が全員賛成で可決されました。修正案については、議場にて配布するという事になっております。なお、採決方法は、まず修正案についてお諮りをする。そして、修正案が可決された場合には、修正案を除く原案についてお諮りする。修正案が否決された場合には、原案についてお諮りをするということになっております。事務局、何か補足ございますか。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、以上のように取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますかね。(「はい」と呼ぶ者あり)はい、それではそのように対応いたします。次に、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についてです。これにつきましては、議員提出議案の案を別紙1のとおりとしています。なお、本日3月25日の本会議に提出し、委員会付託を省略して、即決するという手続となろうと思います。資料1を御覧いただきたいと思っております。この議案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についてということですが、議員提出議案として案を整えております。なお形式につきましては、従前のこの当該条例を改正するという事ではなしに、全部改正方式で整えております。御覧いただければ分かると思いますが、そういう形になっております。なお、これについて、事務局のほうから補足をお願いしたいと思っております。よろしいですか。事務局。今、180条の改正について、補足があればよろしいですか。全部改正方式を取ったということまで言いましたが。

中村議会事務局議事係長 済みません、前回の議会運営委員会において協議されたところと、執行部からの最初の御提案があつて、議会からの議案として提出するに当たり協議を重ねてきた結果で、今、委員長がおっしゃったとおり全部改正という形で、新たに専決処分事項の指定をするという方式で載せさせていただきました。この中にある1番と2番は今までの処分事項で、実際は3番の部分がこの度新たに指定する事項として上

げておる部分になります。一応、読み上げます。議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の5%の額（その額が1,000万円を超えるときは1,000万円）以下の範囲内で変更すること。これが今までの議会運営委員会でまとまった部分ではないかと思ひまして、案文として載せております。附則として、この指定は、令和2年4月1日から効力を生ずるということとしてしております。効力の指定をしております。そして、元の専決処分事項の規定の効力をなくすために、2番として、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項（平成17年4月12日議決）は、令和2年3月31日限りその効力を失うということで、新しいものに代わるように規定しております。そして3番に、この指定の前に議会の議決を経た契約については、第3項の規定は適用しないということで、4月1日以降の契約について、効力を生じてっていうのを改めてここに載せております。資料1についての説明は以上となります。

笹木慶之委員長 ありがとうございます。それでは、もう一度大事なところだけ確認をします。第3項の、議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約についてということですが、これは、議決を得た契約金額の5%の額ということですが、そして、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円以下の範囲で変更するというこの部分と、それから、令和2年4月1日から効力を生ずるということですね、この二つは間違いございませんね。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本件については、そのようにしたいと思います。次に、議事日程変更案についてを議題とします。

中村議会事務局議事係長 それでは(3)議事日程変更案についてです。まず、今日この後の10時からの本会議において、（発言する者あり）今時点の変更日程変更案について、すいません、もう一度説明します。午前10時からの本会議開会後に、前回、追加でありました同意3件のまず採決まで行っていただいて、その後に、除斥案件となる議案第25号につい

て、委員長報告、質疑、討論及び採決。そして、議案第49号、議案第25号がたしか消防団のほうで、議案第49号が報酬のほうになりますが、こちらの委員長報告から採決まで。その次が、付託案件で今の議案第25号と議案第49号を除いたものに対する委員長報告、質疑、討論及び採決ということで、これが4委員会分、総務、民福、産建、一般会計の順番になろうかと思えます。そして、その次が議員提出議案2件、これがもともと1件が委員会条例だったと思うんですけど、この度の市長専決処分事項についても議員提出議案として上げる予定にしております。こちらについては、全議員一致ということは全協で議長のほうから諮っていただくことになろうかと思えますので、それを見越した2件としております。そして、もともとありました閉会中の調査事項についてということで、議事が終わることになろうかと思えます。以上です。

笹木慶之委員長 ありがとうございます。早口で言われましたが、大体内容は理解できましたね。なお、今の180条に関係することは、後ほどの全協で、もう一度議長から確認をしてもらって、上程ということになろうかと思えます。本件はよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、その他ということで、これは全員協議会の開催ということになっています。何かありますか。（発言する者あり）いや、この中にはないじゃない。何も書いちゃない。（発言する者あり）では、ちょっと暫時休憩します。

午前9時10分 休憩

午前9時37分 再開

笹木慶之委員長 それでは休憩を解いて、委員会を開催します。今までのところで、何か御意見ございませんか。

長谷川知司副委員長 先ほどの市長専決処分の指定についてですが、その3で

す。この指定の前に議会の議決を経た契約については、第3項の規定は適用しないとありますが、現在契約中の工事についても、やはり適用すべきと思いますので、この3を「この指定の前に議会の議決を経た契約についても、第3項の規定を適用する。」としたいと思います。

笹木慶之委員長 ただいまそのように御意見ございましたが、ほかの委員の意見は。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、今の附則3項につきましては、今発言のあったように、この指定の前に議会の議決を経た契約についても、第3項の規定を適用するということで定めてまいりたいと思います。日程までは終わりましたが、その他になりますが、委員外議員の申請が山田議員からありましたが、それを認めてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

石田議会事務局次長 山田議員から、本日の本会議において、緊急質問をしたいという申入れがありましたので、今お諮りをするところです。委員長、よろしくをお願いします。

笹木慶之委員長 それでは、御要望のあった山田議員から発言を受けます。

山田伸幸議員 おはようございます。時間を取っていただきましてありがとうございます。緊急質問についてです。一昨日、全協の場で、藤田市長も出席して、小野田中央青果の破産申立ての報告がありました。しかし、全員協議会で一定の質疑はされましたが、市にとって大変重要な問題であり、本会議の場で行うものであると考えます。2点目が、一昨日の説明では分からなかったということが新たに判明いたしました。今後、破産の申立てがされれば、議会として事実関係の解明が難しくなると考えます。新たな事実とは、昨日、私自身が大手の債券業者のところで聞いた話が、先日の全員協議会の話とは違っていたということでもあります。

笹木慶之委員長 そのような申立てによる緊急質問ということではありますが、

いかが諮りましょうか。

高松秀樹委員 この緊急質問について今後の運びの確認なんですが、いわゆる議会運営委員会では、日程の追加をどうするのかということ。それ以降、本会議場ではどういう運びになるか、まず教えてほしいんですが。

石田議会事務局次長 今、議会運営委員会のほうで緊急質問を日程に加えるかどうかということで、もし議運で議事日程に加えることになりましたと、まず加えるということ、それからどこの段階に加えるかということをお決めいただくことになります。そうなりますと、そのところで、山田議員に緊急質問がある理由、質問をする理由を発言していただきまして、緊急性を本会議に諮ると。そこで、過半数の賛成者があれば、緊急質問を行うということになります。仮に、議会運営委員会で議事日程に加えないこととなりました場合は、議運としてはそこまでということの扱いになります。一応、流れとしては、以上です。

高松秀樹委員 議運が議事日程の追加うんぬんを諮るとき、これ様式が調べていけば議事日程に追加するということになるのか、それとも議運の中で緊急性の認定をある程度合意した上で日程追加となるのか、というところを教えてほしいんですが。

石田議会事務局次長 議運で協議をしていただきまして、それで合意されれば、議事日程に加えることになるというふうに認識しております。

高松秀樹委員 ということは、合議ということは、委員それぞれが考えられて、追加するかどうかというのを決定してほしいということですね。要件はないということですね。もちろん様式は調べているというのは大事なんですけど、そのほかの要件は、個々で委員が考えて、どうするかを言うてほしいということですか。

石田議会事務局次長　そうですね。議運では、議事日程に加えるかどうかということをお諮りいただいて、そして、それで本会議の中では、緊急質問を認めるかどうかということの本会議で諮ると。議会の同意を得て質問をすることができるというふうになっておりますので、議運のほうでは、日程に加えるかどうかということをお諮りいただければと思います。

笹木慶之委員長　手続として、ちょっともう1回確認しますが、ここで加えるかどうかをやって、議場で諮って、そして皆さんの意見を聞いた中で、なければそのままいくとにならないでしょ。させるかどうか諮らんにやいけんでしょう。賛否を取ることになるでしょう。

石田議会事務局次長　議会運営委員会で日程に加えるようになりますと、議長が、この緊急質問の件を議題として採決すると。採決するに当たっては、過半数議決ということになります。そして、その前提として、緊急質問の提案者から説明を受けて、その説明を聞いた上で賛否を諮ると。そして、賛成多数なり全員一致で可決されれば、緊急質問を行うという流れになります。

笹木慶之委員長　そうなる、ここで賛否を取って、到底どうだこうだにならないんじゃないんですか。それやったら意味がない。だから、日程に上げるかどうかだけのことであって、ということですよ。だから、議事の進め方について我々がそれをやるだけであって、中身について触れることはできんでしょう。

高松秀樹委員　恐らく議運では、まず様式が調っているか。次には、明らかに緊急性がないと判断できるかどうかということだと思えます。今、提出された分を見てみると、明らかに緊急ではないというふうに断言もできない部分もある。だから、日程に追加せざるを得ないんですが、あえて言うならば、今回出された通告書の中で、例えば本会議場の場で議論されるべきであることなんていうのは、これは緊急性とは因果関係が

ないんで、こういうことばかりであると認定できないんですけど、その次の項目は、緊急性があるのかなっていうふうにも思うんで。ここで要は判断できない。様式が整っているんで、このまま日程に追加すべきだと思います。

笹木慶之委員長 流れとすればそういうことですね。だから、あとの内容については、発言者のそれに基づいての動きになろうと思います。それでは、一応日程追加ということでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、そのようにしたいと思いますが、日程追加でよろしいですか。

石田議会事務局次長 それで、日程の追加、追加日程でございますが、本日の議事次第書、議事日程については、議場に配布をされておまして、それはもう当然この緊急質問の日程っていうのは入っておりません。それで、本会議場でお諮りいただきますが、その日程については、この緊急質問が入ってないものをそのまま活用して、本会議で緊急質問が認められれば、議長が口頭で、「追加日程第何」ということで加えるような扱いをさせていただければと思います。それから、もう1点確認ですが、緊急質問を諮る場所ですが、これはいかがいたしましょうか。緊急質問という点を考慮しますと、日程第1である会議録署名議員の指名が終わった後に、すぐさまそれを諮るというような形でよろしいでしょうか。

笹木慶之委員長 通常であれば、もうこういった手続を取られなければ、いきなり本人がその必要性で求められるわけです。そうすると、大抵、冒頭の辺りで行かれるというのは普通です。となれば、今言われたような流れの中で、あとは、質問者が手を挙げて対応ということにほかならんと思います。そして、その場で議長が決めていくということでしょう。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局いいですか。

石田議会事務局次長 もう1点確認ですが、もし、可決されて、山田議員が緊

急質問を実際される時の場所、席ですが、まず最初に提案者の説明、案件について可決をお願いしますというような説明される場所は、登壇してされるということでしょうか。前は、説明は自席で、その後、執行部に対して質問する場合は質問者席でされましたが、それと同様の方法、場所によろしいでしょうか。

笹木慶之委員長 前例に従ってということで。以上で、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）問題はもう一つですが、今のことの緊急質問のことについては、議運の報告の中で、言っておくべきですか。言わないほうがいいですか。

石田議会事務局次長 言っていたらと思います。

笹木慶之委員長 山田議員のほうから緊急質問の要請があったので、それを日程に加えていますと、ただ、それだけを言うと。では、そうしましょう。ほかにはよろしゅうございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、以上で終わります。お疲れでした。

午前9時52分 散会

令和2年（2020年）3月25日

議会運営委員長 笹木慶之